

第 59 回全国博物館大会決議

第 59 回全国博物館大会は、博物館法制定 60 年という記念すべき年に、財団法人日本博物館協会主催のもと、石川県、石川県教育委員会、金沢市、金沢市教育委員会及び石川県博物館協議会の共催並びに文部科学省の後援を得て、金沢市において開催され、全国各地から 350 余名が参加して 2 日間にわたり熱心な討議を行いました。

今日、博物館は、国立、公立、私立の設置者のいかに問わず、その使命・存在理由を明確に社会に示すことが求められるとともに、急激な時代の流れや社会の変化、厳しい運営環境の中で、地域と連携して多岐にわたる活動の充実を図ることが求められています。一方、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、東北地方を中心とする多くの博物館施設が被った甚大な被害からの復興も、全国の博物館にとっての大きな課題です。

私たちは、本大会における議論を踏まえ、その成果を実効あるものとするため、第 59 回全国博物館大会の名において、次のように決議いたします。

記

- 1 私たちは、東日本大震災によって、人的・物的な被害を受けた博物館施設に対し、その復旧・復興に向け、公立・私立を問わず、必要となる財政措置を関係機関等に働きかけるとともに、必要な協力・支援を、今後とも全力を挙げて継続的に行なうことを確認する。なお、今回の震災を教訓とし、各博物館においては、リスクマネジメントのあり方を再点検し、より一層の安全対策の推進に努める。
- 2 私たちは、日本博物館協会の平成 13 年の調査報告書『対話と連携の博物館』及びそれに基づく平成 15 年の調査報告書『博物館の望ましい姿』を行動指針とし、博物館のさらなる発展のため各博物館は、運営に関する評価を行い、改善を進めるとともに、地域への情報の提供等に努め、地域に生きる魅力ある博物館を目指して総力を挙げて行動する。
- 3 博物館を今日の生涯学習社会、地域文化振興時代に相応しいものとするために、博物館登録制度等を中心に博物館法の改正を引き続き要望する。特に、登録制度に関しては、時代に適合した制度の在り方について、具体的に検討する。
- 4 平成 21 年 10 月の地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告において、博物館法第 12 条（登録要件の審査）及び第 21 条（博物館協議会）の規定を、廃止又は条例に移すべきとの勧告がされたことには、従前より反対してきたが、このうち 21 条（博物館協議会）については、本年 8 月 26 日に博物館法の改正がなされ、一応の解決をみた。一方、博物館法第 12 条（登録要件の審査）については、登録基準に都道府県間に不均等を生ずる恐れが多大であり、博物館の質を維持する一定の水準を崩す可能性が極めて大きいなど改悪面が多いので、引き続きその実施に反対する。
- 5 博物館の管理運営は、継続性を持って安定的に行われ、それぞれの博物館の目的・使命が効果的に達成されるように十分配慮されなければならない。現在、国において検討されてい

る新たな「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」にも記されているように、公立博物館において指定管理者制度を導入する場合には、この点を徹底することが重要である。また、地方独立行政法人制度が地域の実情に即して公立博物館にも適用されることを要望する。

6 私立博物館は、国・公立博物館とともに、わが国文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしている。特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税等については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされるよう要望する。

7 昭和40年代から平成にかけて多くの博物館が建設されたが、これらの施設の老朽化が始まってきており、平成20年度に実施した博物館総合調査によれば、これに対する改築と耐震化が博物館のこれからの大きな課題となっている。特に財政的に窮している公・私立博物館では存続の危機にさえあるので、国として公私立博物館に対する施設整備助成の復活等の支援策を早急に検討することを要望する。

以上

平成23年10月21日
第59回全国博物館大会